

12月1日は世界エイズデー
血液検査・相談

県では、12月1日から7日までを「愛媛エイズ予防週間」と定め、エイズの正しい理解を深め誤解や偏見をなくするための啓発活動を行います。

中予保健所では、血液検査・相談を実施(無料・秘密厳守)。医師や保健師が相談や質問にお答えします。匿名でも受けられますので、エイズに関する悩みや不安、疑問などがある人はぜひご利用してください。

●検査項目
HIV、梅毒、B型肝炎



▼日程・受付時間
【休日検査・相談】
12月3日(土) 13時～14時

【定期検査・相談】
12月7日(水) 13時～14時

※前日までに、電話で予約を。
▼場所 中予保健所1階予診室
(松山市北持田町132番地)

※その日に検査結果が分かります(追加確認検査が必要な場合は、後日になることもあります)。

●中予保健所健康増進課感染症対策係
☎909-8757
(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分)

保育士資格をお持ちの人へ
貸付制度のご案内

●保育士就職準備金貸し付け
▼貸し付け対象者(①・②を満たす)
①保育所などを離職した人か勤務経験のない人
②県内で新たに保育士として保育所などに週20時間以上の勤務をする人

▼貸付額
40万円以内 ※1回限り
●保育料の一部貸し付け
▼貸し付け対象者
次の1または2に該当する未就学児を持つ保育士で、保育所などに週20時間以上の勤務をする人。

1県内で新たに保育士として保育所などに勤務する人
2既に雇用されている保育士で、産後休暇または育児休業から復帰する人
▼貸付額
保育料の半額を1年間(月額2万7千円が上限)

※詳細は、県社会福祉協議会ホームページ(左のQRコード)を確認を。
☎921-5344



●県社会福祉協議会福祉人材部
人材研修課
☎921-5344

ますます便利に
スマホで確定申告

国税庁ホームページでは、スマートフォン(スマホ)やパソコンで画面の案内に従って入力するだけで、申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書は、e-Taxを利用してそのまま送信できるほか、印刷して提出することもできますので、ぜひご利用ください。

▼スマホ専用画面
スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影するだけで、記載内容を入力しなくても確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力することができます。

▼スマホ専用画面の新機能
令和5年1月からは、青色申告決算書、収支内訳書や消費税申告書が作成可能になります。

▼マイナポータル連携対象の拡大
4年分確定申告からは、新たに医療費通知情報や公的年金等の源泉徴収票および国民年金保険料控除証明書も連携の対象になります。



●松山税務署
☎941-9121
※自動音声案内で「2」を選択。

若年者対象
合同企業説明会

▼日時 12月7日(水) 14時～17時(受け付け 13時30分)

▼場所 松山市総合コミュニティセンター1F企画展示ホール
(松山市湊町7丁目5番地)

▼対象
①県内の企業への就職を希望するおおよね35歳未満の若年者

②令和5年3月に大学、短大、高専、専修学校などを卒業予定の人
③令和2年3月以降に大学、短大、高専、専修学校などを卒業した人(既卒者)
④右記①・②・③の保護者(見学可能)

※5年3月高等学校卒業予定者、右記卒業年次以外の大学生は除く。
▼内容 参加企業(25社予定)は、若年者採用予定のある企業が参加。参加企業は決定次第、「わくわくワーク愛媛ホームページ」(左のQRコード)に掲載します。



▼その他 参加無料、予約不要、服装自由、履歴書不要

●若年者地域連携事業事務局
☎070-11746-5333

メール ehime-jakunen@lec-jp.com

募集します
愛ロード・サポーター

県では、県管理道路の清掃美化活動などにご協力いただける団体(2人以上)を募集しています。サポーターの皆さんには、清掃用具の提供やボランティア保険への加入などの支援を行います。

皆さんの力できれいな道づくりをしてみませんか。
▼活動内容 除草、ゴミや空き缶

の収集、花壇の植栽などの支援内容 清掃用具の提供、ボランティア保険の加入など

※詳細は、県ホームページ(左のQRコード)を確認してください。



●県中予地方局管理課
☎909-8770

12月はふぐ中毒防止月間
ふぐの素人調理は危険

ふぐの毒は神経を麻痺させる作用があり、最悪の場合死亡することもある。ふぐをさばくには、「ふぐ取扱者」の資格が必要です。資格なしに、自分で釣ったふぐを調理して食べないでください。

●県業務衛生課
☎912-2395

消費者力 UP 通信

排水管の点検や
洗浄の勧誘にご
注意!

【相談事例】

2人組の男性が自宅に来て、頼んでもいないのに排水管の点検をして、洗浄作業を勝手に行った。契約書などをその場で渡され、作業が必要だったのかと思ったので、契約してしまった。その後、4万円を支払ったが、作業は不要であったことが分かったため、クーリング・オフしたい。

【アドバイス】

- 高齢者を狙った訪問販売被害が多発しています。
- 作業後であっても、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- 不審に思った場合は、一人で悩まず、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!

相談は秘密厳守で、匿名でもできます。
情報提供も受付中です。

お気軽にどうぞ!

▷消費者ホットライン

☎188 (9時～17時)

▷消費生活相談窓口(産業課内)

☎985-4120 FAX 985-4147



消費生活相談員
武田 咲枝

統計 Statistics

()は前月比

| | | | |
|----------------------|----|----------|-------|
| 人の動き (R4.10.31現在) | 男性 | 14,371人 | (-5) |
| | 女性 | 15,998人 | (+16) |
| | 合計 | 30,369人 | (+11) |
| | 世帯 | 13,725世帯 | (+5) |

松前町は令和42年に25,000人のまちを維持します

支払 Payment

◎納期限内に納めてください

| | |
|------------------|-----|
| 固定資産税 | 第3期 |
| 国民健康保険税(普通徴収) | 第6期 |
| 介護保険料(普通徴収) | 第6期 |
| 後期高齢者医療保険料(普通徴収) | 第6期 |

納期限 12月26日(月) □座振替 12月26日(月)